

○宮崎市議会傍聴規則運用要領

〔令和2年10月1日〕
伺定

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市議会傍聴規則(昭和50年議会規則第1号。以下「規則」という。)第8条の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(写真等の撮影、録音又は録画の許可申請等)

第2条 規則第8条ただし書の規定により写真等の撮影、録音又は録画(以下「撮影等」という。)の許可を受けようとする者(傍聴席における報道活動を認められている市政記者を除く。)は、あらかじめ、申請者が本人であることが確認できる書類等を提示して撮影等許可申請書(別記様式)を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請により許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 議長から貸し出された撮影許可証(腕章)を着用すること。

(2) 撮影等の場所は、報道関係者席とし、会議の進行を妨げたり、他の傍聴人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 発光装置類を使用しないこと。

(4) 操作音(電子音)等を発しないこと。

(5) 傍聴人を撮影等しないこと。

(6) 撮影等したものは、正確性を欠くことのないよう取り扱うこと。

3 第1項の許可を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本新聞協会会員社、日本民間放送連盟加盟社及び専門新聞協会加盟社に属する者

(2) 前号に定めるもののほか、書籍や雑誌等の出版物を発行していると認められる者

4 撮影等の許可に関し、疑義が生じた場合は、その都度議長が決定する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

撮影等許可申請書

年 月 日

宮崎市議会議長 殿

住 所 _____

団 体 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

宮崎市議会傍聴規則運用要領第2条第1項の規定に基づき、次のとおり宮崎市議会本会議の撮影等の許可を申請します。

日 程	年 月 日 ()
会 議 内 容	
撮 影 等 目 的	

記入例

別記様式（第2条関係）

撮影等許可申請書

令和2年10月1日

宮崎市議会議長 殿

住 所 宮崎市橘通西1丁目1-1

団体名 ○○株式会社

氏 名 宮崎 太郎

電話番号 080-1234-5678

宮崎市議会傍聴規則運用要領第2条第1項の規定に基づき、次のとおり宮崎市議会本会議の撮影等の許可を申請します。

日 程	令和2年10月1日（水）
会議内容	一般質問
撮影等目的	自社広報紙へ掲載のため